

# ト ライやる・ウィーク 体験記2013

～広報にしわき作成に携わった2人の体験記～

西脇中学校 足立夏帆

「進化」。私のトライやる・ウィークを一言で表すとこの言葉になります。何が「進化」したかと言うと、一つ目は、視野です。これまでの学校と家の往復では気付けなかったことです。少しその外へ出てみると、私たちのいる世の中は「色んな人がいて色々な方向から支え合っている」。だから成り立っているんだと気づきました。このことに気づいてから一方的だった私の考えが一気に幅をもち視野が

広がったと思います。

二つ目は、コミュニケーション能力です。広報の仕事は、初対面の方からもたくさん情報をいただきます。より多くの情報を聞くためのテクニクやコツを教わりました。この2つをもっと自分のものにして前の自分にはできなかったことをやり遂げたいです。このトライやる・ウィークで、私たち中学生は社会からたくさんのお話を学びました。それぞれ学んだことを生かして、今より充実した中学校生活を送っていきたいと思います。

西脇南中学校 吉田 光

僕がトライやるで西脇市役所でお世話になることとなったきっかけは、将来公務員という仕事につきたいと思っていました。ここなら僕の将来の夢に近づけると思います、希望しました。実際行ってみると、思っていた以上にたくさんのお話を聞きました。一つは、大人の世界は想像以上に厳しいということ、仕事はとても奥が深いということ、二つ目は、西脇市は広いということです。僕は生まれ

てからずっと西脇市に住んでいます。中には知らないところもたくさんあり、実際に自分で足を運んでみることでその広さを改めて感じました。また、トライやるを通じて職場でも厳しさの中に楽しさや面白さがあるのだと思いました。初日こそは緊張していましたが、職員の方の温かいご指導のもと、少しでも自分の夢に近づくと体験ができて本当に良かったです。この経験を生かし、これからも西脇市や社会についてもっと知っていききたいと思います。

## 市政運営にあなたのご意見を

「西脇市ふるさと経営推進市民会議」委員を募集します

西脇市では、自治の基本的なルールである「西脇市自治基本条例」をはじめ、すべての行政計画の指針となる「総合計画」や行政改革の方針・方策を示した「行政改革大綱」を策定しています。

これらの条例や計画が適切に運用され、目標に向かって着実に進んでいるか、皆さんにご確認いただき、市民視点からご意見をいただくため

「西脇市ふるさと経営推進市民会議」を設置します。

会議の開催にあたって、委員を募集しますので、あなたの声をぜひお聞かせください。

- ◆募集する人数 3名程度
- ◆活動期間 8月から平成27年3月まで。年3～5回、平日夜7時から2時間程度

◆応募資格

市内に在住・在勤・在学の18歳以上の方

◆会議の構成員

学識経験者のほか、今回の募集人数と合わせ市民15人程度を予定

◆応募方法

住所・氏名・年齢・電話番号・応募動機を書き、郵送・ファックス・電子メールのいずれかで7月17日

◆その他

・応募人数等により、選考させていただきます。ご参加の意向が不明な場合は、お問い合わせください。

◆応募・問合せ

〒677-8511  
西脇市郷瀬町605  
西脇市役所企画政策課  
(市役所内線226)  
☎221014  
kikaku@city.nishiwaki.yogo.jp

### 今までの市民会議委員の皆さんの声

- ・西脇市の将来のことを本当に考えておられる方にメンバーとして加わっていただければいいと思います。このような活動にかかわっていただけの方が、一人でも多くなればいいなと感じました。
- ・私は専業主婦で、世間のことはあまり分かりませんが、この会議でいろいろ意見を聴かせていただき、勉強になりました。 など

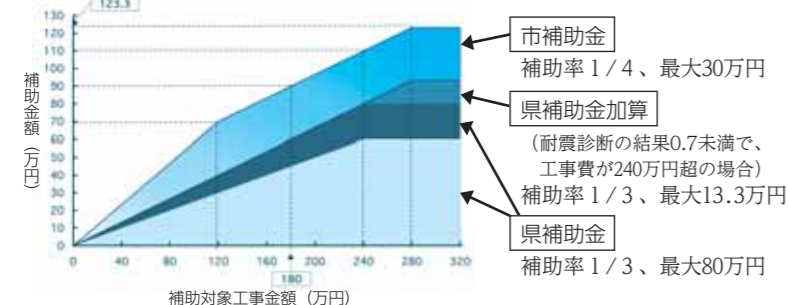
耐震診断から耐震改修工事までの流れと支援制度を紹介します

## 家族の命を守るため住宅の耐震化を

阪神淡路大震災以降、日本列島では大規模地震が頻発しています。また、近い将来には東南海・南海地震の発生が予想されるなど、大規模地震はいつ、どこで発生してもおかしくありません。地震の被害を最小限にとどめるために大切なのは、日ごろから地震に備えておくこと。具体的には耐震診断を受けて住宅の耐震性を把握し、必要に応じて耐震改修工事を実施することです。西脇市では、簡易耐震診断や兵庫県が実施している「わが家の耐震改修促進事業」の上乗せ補助制度を設けています。いずれも昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅が対象です。制度の概要をお知らせしますので、ぜひご利用ください。



○補助制度のイメージ (木造の戸建住宅の場合)



**ステップ1**  
まず簡易耐震診断を

専門家による「簡易耐震診断」を受けることができます。  
※店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されていることが条件です。  
※平成12～14年度実施の「わが家の耐震診断推進事業」の耐震診断を受けた住宅やプレハブ工法の住宅は対象外です。  
**木造の戸建住宅は無料**  
平成25年度から木造の戸建住宅は無料になりました。その他の住宅は、都市住宅課までお問い合わせください。

**ステップ2**  
耐震改修設計を実施

耐震診断、改修設計の業務費用に対して補助します。  
▼県の補助金額  
補助対象費用の2/3  
※戸建住宅20万円、共同住宅12万円/戸が上限です。  
▼市の補助金額  
県が決定した補助対象費用の1/6  
※対象は戸建住宅のみで5万円が上限です。  
例 策定費30万円の場合、最大25万円を補助します。

**ステップ3**  
耐震改修工事を実施

耐震改修工事費用に対して補助します(所得制限あり)。市の補助対象は、戸建住宅のみで30万円が上限です(上記グラフ参照)。  
例 耐震改修工事費が180万円の場合、90万円を補助。280万円以上の場合、最大123万3千円を補助。  
\* \* \*  
これらは、主に戸建住宅の支援制度の紹介です。その他の住宅や詳細な条件は市ホームページをご参照ください。  
▼問合せ 都市住宅課 (市役所内線279)

**さとの空き家活用支援事業**  
兵庫県は、空き家率が高い農山村部を対象に、水回り等の改修工事を助成する事業を実施します。

- ◆対象地域 市街地を除く農山村地域
- ◆対象住宅 次の要件すべてを満たす住宅①多自然地域内にあり、現に空き家②木造在来工法(木造軸組工法)により建築された民家③水回り設備等の改修工事が必要と認められる住宅④空き家に居住し、または活用しようとする者
- ◆対象者 10年以上空き家に居住しようとする者、空き家を賃貸住宅として活用する者
- ◆対象経費 台所、浴室、便所の改修工事費およびこれらに付帯する内外装改修工事費(土間・かまど、浴槽、くみ取り便所を水洗便所とする改修など)
- ◆補助額 対象工事費に応じた定額補助(1/3上限)
- ◆募集期間 7月31日まで(状況により2次募集あり)
- ◆受付・問合せ 都市住宅課 (市役所内線279)

※詳細・応募書類は県ホームページからダウンロード。